「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」(平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

(目的及び定義)

第1 「略]

 $2 \sim 4$  「略]

- 5 次の植物は前項の植物(別表1の2に掲げる地域において 栽培されたものを除く。)と同等とみなすものとする。
- (1) 規則別表1の2の3の項から9の項まで<u>の植物の欄</u>に掲 げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域に おいて栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供す る少量のもの
- (2)規則別表1の2の10の項及び19の項から23の項まで<u>の植物の欄</u>に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの
- (3) 規則別表1の2の1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項<u>の植物の欄</u>に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの
- 6 · 7 「略]
- 8 規則別表1の2の3の項から9の項まで<u>の植物の欄</u>に掲げる<u>生植物の地下部</u>であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。
- 9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18 の項まで<u>の植物の欄</u>に掲げる生植物並びに規則別表2の2の 6の項から12の項まで、15の項、18の項、19の項、21の項及 び32の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラ スコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの 項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植 物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。

(目的及び定義)

第1 「略]

2~4 [略]

- 5 次の植物は前項の植物 (別表1の2に掲げる地域において 栽培されたものを除く。) と同等とみなすものとする。
- (1) 規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの
- (2)規則別表1の2の10の項及び19の項から23の項までに掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの
- (3) 規則別表1の2の1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの
- 6 · 7 [略]
- 8 規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる<u>植物</u>であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。
- 9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18 の項までに掲げる<u>植物</u>並びに規則別表2の2の6の項から12 の項まで、15の項、18の項<u>及び</u>21の項に掲げる<u>植物</u>であって 、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入 され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態 で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものと する。

## 別記(第2関係)

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1~19 [略]	[略]
20 <u>Pantoea stewartii</u> subsp <u>. stewartii</u> (トウモロコ シ萎ちよう細菌病菌)	[略]
21~24 [略]	[略]

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1~18 [略]	[略]
19 Acidovorax avenae subs p. citrulli (スイカ果実 汚斑細菌病菌)	(1)種類のでは、 種では、 でかさそる親有子ない施(又無対行とのが、 でがすにし記用菌だて種栽期茎の状)検等においるとも、 でである。に方本と産含の実査精とを定のは一て、 ででは、 ででは、 ででの、 ででの、 でででは、 ででの、 での、

## 別記(第2関係)

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1~19 [略]	[略]
20 <u>Pantoea stewartii</u> (トウ モロコシ萎ちょう細菌病 菌)	[略]
21~24 [略]	[略]

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項	
1~18 [略]	[略]	
19 Acidovorax avenae subs p. citrulli (スイカ果実 汚斑細菌病菌)		
	(1) 採種用の親植物につい消毒を につで消費を を がは がは がは がな がな がな がな がな が を を を を と が と が ら の が と さ と が の れ に の れ た の た の ま の ま の も し に り の も り と り の も り の も り の も り の も り の も と も り の も と り の も と り ら の も と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら 。 ら と ら ら ら ら	
	(2)種子について、栽培検定又 はPCR法、LAMP法等の適切 な遺伝子的手法による検定を 行うこと。なお、検定は、国	

	際に口たとでな子染場培植のにし記いむ成の(密種、 国法荷しこ子い種汚は栽該徴菌記追いむ成の(密種、 を対したら粒物の細確さが設のさで当病細確にになった。 を対したら粒物の細確さが設のさで当病細確にになった。 を対したら粒物の細確さが設のさで当病細確にになりのした。 を主措培をにれるのるで当病細確ににを実果検るった。 を書したとき措培をにれるでと書いむ成の(密種、 と生措培をにれるでと書いむ成の(密種、 を実果検るったとませいが無にではのまた。 を実果検るったとませいではい方のした。 を実果検るったとませいでは、 が無に、とき、 が無に、とき、 が無に、とき、 が無に、とき、 がからに、本をを書いた。 を実果検るったと、 がからに、なを表し、 がからとまで、 がからとまでのるでは切定を、 をは切なをは切なをは切に病いるとは切た。 をは切なをは切なをは切なをは切なをは切なをは切なをは切なをは切なをは切なをは切な		際種子検査協会が定力活車位別に関連を持た方は、1000年間には、1000年には、1000年間には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年に
20~26 [略]	[略]	20~26 [略]	[略]
27 <u>削除</u>	<u>削除</u>	27 <u>Mexican papita viroid</u>	生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

28 [略]	[略]	28 [略]	[略]
29 Tomato chlorotic dwarf viroid (トマト退緑萎縮ウ <u>イロイド)</u>		29 Tomato chlorotic dwarf viroid	
30 [略]		30 [略]	
31 [略]	[略]	31 [略]	[略]
32 Peronospora chlorae	(1)種子にの親にないでは、特別では、「特別では、「特別では、「特別では、「特別では、「は、「は、「は、」」がは、「は、「は、」」がは、「は、」がは、「は、」は、「は、」がは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	[新設]	[新設]

附 則 (施行期日)

この改正は、令和2年1月29日から施行する。